

【当院における診療時の加算について】

医療 DX 推進体制整備加算

オンライン資格確認システムにより取得した情報を活用して診療を実施します。

生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)について

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して療養指導に同意した方が対象です。
日々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記した療養計画書に、初回のみサインをいただいております。
なお、当院では患者様の状態に応じて、28日以上の長期処方またはリフィル処方箋の発行を行っております。

一般名処方加算

処方箋は薬剤の商品名でなく、一般名での処方を行っております。
一般名処方をすることで、薬局で患者様ご自身の判断でジェネリック医薬品、先発医薬品の選択が可能です。

外来感染対策向上加算

組織的な感染防止対策について、厚労省が定める施設基準に適合し、地方厚生局等に届けた医療期間が診療を行った際に、月に1回算定いたします。

発熱外来等加算

厚労省の指針に基づき、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様に対し、適切な感染防止策を講じた上で診療を行っております。
発熱等の症状がある方の診察の際には、月に1回限り、加算させていただきます。